

今後の不登校施策に関する有識者等会議 第2回会議

令和6年6月21日（金）
15時00分 J Pタワー名古屋

○ 前回いただいたご意見等

1 「Ⅱ 多様な教育機会の確保」について

（1）学びの多様化学校の設置

（2）校内の教室以外の居場所づくり

（3）ICTを活用した学習支援

2 その他

○ 諸連絡

第2回

今後の不登校施策に関する
有識者等会議

今後の不登校施策のあり方についての基本的な考え方

委員の皆様からいただいたご意見等

国の施策の動向と本市における不登校児童生徒の現状について

- ・「**不登校の原因が子どもたち自身にはない**」ということを本会議での議論の前提としたい。

これまでの不登校に係る方策について

- ・ **開始2ヵ年目**であり、**短期的な成果**である。
- ・ 例えば「校内の教室以外の居場所づくり」においては、子どもたちが変化していく姿を教職員が見ることで、**教職員の意識が変化**してきたことが成果と考えている。

今後の不登校施策のあり方についての基本的な考え方

<一人一人に応じた多様な学びの考え方>

- ・ 「**活動範囲と学び**」「**他者との関わりと学び**」は分けて考えるものではなく、**リンクするもの**として捉える。
- ・ **社会的に自立した姿は、子ども一人一人によって違う**。（本会議の中でも皆さんとも一緒に考えていきたい）
- ・ 教職員の意識改革は今後も重要である。（学校ごとに対応ルールが異なり、S Cが困っているという声もある）
- ・ 学校長として居場所ができ、**教職員の意識も変わってきている**と感じる。一方で「どこまで自由にしていいいのか」「わがままを許していいのか」と**先を見通して思い悩む教職員の姿**は見られる。その都度議論をして方向性を決める必要がある。ただ随分と**現場も変わりつつある**。
- ・ 教職員の意識は、**実際に当事者**になっているかどうかでも変わってくる。（校内に居場所がある、学校に応援委員会がある等）

子どもたちが行きたくなる学校づくり

委員の皆様からいただいたご意見等

魅力ある学校づくり

- ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進
- 「ナゴヤ学びのコンパス」が目指す教育、重視したい学びの姿の実現
- ・ 方向性には賛同する。一方で陰で支える力や支援が教職員には求められる。一人ではなくチームで協働して進めていけるものに。
- ・ 幼少期から子どもが感じ考える時間を大切にしたい。大人が関与しすぎないことも重要である。
- ・ 物の整備、教職員の対話の時間の確保が必要。
- ・ 理念はよいが、先生たちは大変だろうなと感じる。
- ・ 子どもたちが学校にとどまり続けていられる一番の理由は、学校という社会の中で友達や先生から愛着（信頼関係や自分が大事にされているという感覚）をシャワーのように毎日浴びることだろうと思われる。そのためには、互いにサポートし合う関係の中で学ぶ活動・仕掛けを用意する必要がある。

教職員の意識改革

- 「ナゴヤ学びのコンパス」の大人が大切にしたいことの浸透と教職員研修の充実
- チーム学校による教育的、心理的、福祉的取組で組織的支援の推進
- ・ 研修はしっかりやれていると感じる。
- ・ エネルギーの低い子どもの中にはチャレンジに辿り着けない子もいるのではないかと。存在するだけでいいんだよ、という見方もあると救われる子もいるのではないかと。
- ・ コンパスでは「自分なりの」チャレンジとしている。
- ・ 必要なときに他者に頼っていい、助けてと言える、これも社会的自立だと考える。
- ・ 学校を開けて研修に参加するのはなかなか難しい。とりわけ40人学級の担任は。限られた時間の中で教職員は研修や対話をしてきている。
- ・ 要因の認識に開きがあることが問題ではなく、違って当たり前、知ることからスタートなのではないかと。
- ・ コンパスの考え方を支える「理論」と「指導手法」を十分に教職員が身に付けられる仕組みづくりが大切。

今後の不登校施策のあり方についての基本的な考え方

不登校は問題行動ではない

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないように配慮しなければならない。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
(平成29年3月31日 文部科学省)

本市 ホームページ

The screenshot shows the official website of the City of Nagoya. At the top, there is a navigation bar with links for 'Site Map', 'How to use this website', and 'Contact Us'. Below this, a search bar and a language selector are visible. The main content area features a row of buttons for 'Top Page', 'Information', 'Tourism/Event Information', 'Municipal Information', and 'Business Information'. Under the 'Information' button, a link for 'Not Attending School Children Support Site (Top Page)' is highlighted. Below the navigation bar, there is a section titled 'Not Attending School Children Support Site (Top Page)' with a sub-header 'Not Attending School Children Support Site (Top Page)'. The text in this section explains the purpose of the site and provides information about the support available for children who are not attending school.

- 不登校である子ども自身を「問題」であると考えのではなく、その子が置かれている状況や環境を「問題」と考え、それらを解決していく。
- 児童生徒が休養して落ち着きを取り戻し、学びたいと思った時に多様な学びにつなげることができるようにする。
(→「Ⅱ 多様な教育機会の確保」)

Ⅱ 多様な教育機会の確保

「児童生徒一人一人の思いや願いを尊重し、全ての児童生徒に**多様な学びの場を確保**すること」
「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて**社会的に自立**できること」を目指す

Ⅰ 子どもたちが行きたくなる学校づくり

①
魅力ある
学校づくり

②
教職員の
意識改革

1

・市立学びの多様化学校の設置

Ⅱ 多様な教育機会の確保

8つの方策

③
なごや子ども
応援委員会・
学校と専門機
関等との連携

④
校内の
教室以外の
居場所づくり

⑤
訪問相談
対面指導
アウトリーチ支援

⑥
教育支援
センターの
拡充

⑧
ICTを
活用した
学習支援

2

・中学校全校実施
・小学校での支援を実施

3

・オンライン学習プログラムによる学習支援の継続
・メタバースを活用した支援の実施

ア
学びの
多様化学校
の設置

イ
夜間中学に
おける不登
校学齢生徒
の受入

ウ
高等学校等
の生徒を
含めた支援

エ
保護者への
支援

オ
公的機関
との連携

Ⅲ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

⑦
民間団体
(施設)
との連携

Ⅱ 多様な教育機会の確保

学びの多様化学校

学びの多様化学校とは

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、**特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施**することができる。

※「不登校特例校」から「学びの多様化学校」に名称変更
(R5.8.31 文部科学省通知)

★ 教育課程がある「**学校**」である

(教育支援センターや民間団体(施設)とは異なる。原籍校から転籍)

★ 国の指定を受けて教育課程を「**柔軟化**」できる

(総授業時数減、体験型学習、教科横断的な取組、新設教科等)

設置状況

全国に**35**校 (R6.4)

【学校種別】

小学校 **8** 校、中学校 **25** 校、高等学校 **6** 校

※小中一貫校は小中それぞれに計上

【国公私別】

公立学校 **21** 校、私立学校 **14** 校

【設置形態別】

学校型 **17** 校、分校型 **1** 校、
分教室型 **13** 校、コース指定型 **4** 校

第4期教育振興基本計画 (R5.6.16閣議決定) において、令和9年度までに全都道府県・指定都市への設置、将来的には分教室型も含め全国で**300**校の設置を目指すとしている。



図はR5年度時のもの

(学びの多様化学校に通う**児童生徒の声**)

- 頑張ったってしょうがない、頑張っても自分はダメなんだという考えだったが、今は、少しでも自分のペースでできたんだと考えられるようになった。
- 思い切って一歩進んでみると楽しいことがたくさんある。
- 自分たちが主役になれる。
- 他人を許せるようになって、自分を許せるようになった。
- 満喫したかった学校生活を送っていることが何よりも嬉しくてたまらない。
- 本音で話せる友達ができた。

(学びの多様化学校に通う児童生徒の**保護者の声**)

- 人前で話すことが苦手だったが、発表会で堂々と原稿を読む姿に感動した。
- 学校での出来事を家で話す機会が増え、少なかった家での会話が増えた。
- 子どもが元気になって、自分自身も元気になった。
- 子ども褒めることが多くなった。

附属資料21：学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】
(R6.2改訂 文部科学省) より抜粋

Ⅱ 多様な教育機会の確保

附属資料21：学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】（R6.2改訂 文部科学省）より抜粋
※ 赤線・赤文字は本市が追記

義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律

本法律の学びの多様化学校に関する条文(抜粋)

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

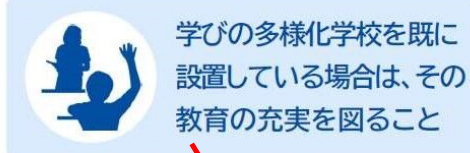
第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条においては、国及び地方公共団体が学びの多様化学校の整備及び学びの多様化学校における教育の充実のために必要な措置を講ずることが努力義務とされている。

これを受け、地方公共団体においては、



などに取り組むことが求められている。



名古屋市には、旧名古屋市立六反小学校の跡地を活用した「星槎名古屋中学校(私立)」がH25より開校している

対象となる児童生徒の範囲

対象となる児童生徒の範囲については、主に以下の2通りを想定している。

なお、入学希望の児童生徒が対象となるのかについては、当該学校又はその管理機関において、個別に判断する。

A 不登校状態である児童生徒

原則として、文部科学省の調査における基準※等の明確な基準を設け、その基準に則り、不登校状態であると判断した児童生徒。

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校」の基準：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

B 不登校傾向が見られる児童生徒

A のような基準に該当しない児童生徒であっても、不登校傾向が見られ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合は、対象となり得る。

(B に該当する児童生徒の例)

- ・ 登校することができるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教職員や友だちとしか関わることができない児童生徒
- ・ 在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒
- ・ 強い特性等から不登校傾向にあり、弾力的な教育課程の下で個人の特性を最大限に生かした学習活動を希望する児童生徒

Ⅱ 多様な教育機会の確保

学びの多様化学校の設置

不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知） 文部科学省 R5.11.17 附属資料19

【別紙】不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

2. 学校教育の意義及び在り方について

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来に渡って社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるように尽力いただきたい。

「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知（R1.10.25）はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

学校教育の役割は
極めて大きい

有識者等会議 第1回説明資料 新しい学校づくり推進課 R6.5.24

フェーズに合わせた支援（ナゴヤ学びのコンパスを取り入れた支援）

■ 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない

- ・ 様々な要因・背景により、在籍校に行くことができない
- ・ 教育支援センター、民間団体（施設）等の利用については在籍は原籍校のまま
- ・ 区域外通学や転校により転籍しても本人の特性等により、その学校の教育課程や大人数での集団生活でうまくやっていけるかどうか不安 …等々

学校に通いたい
学校に通わせたい

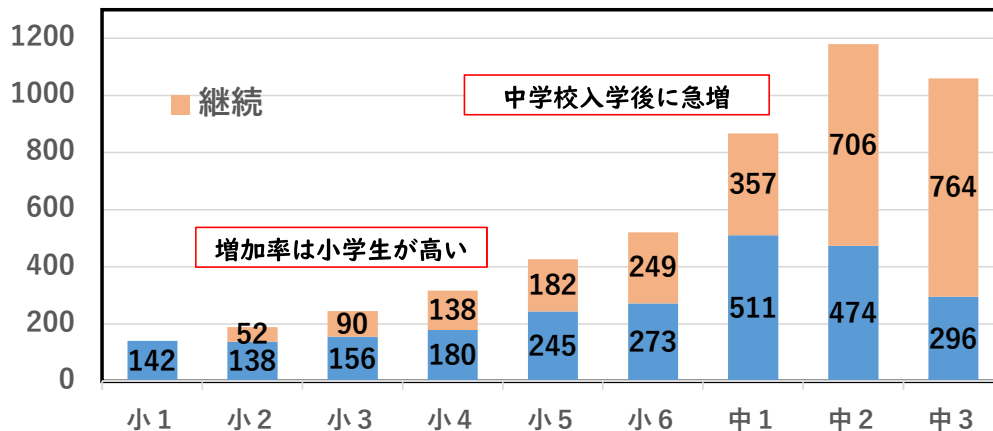
との思いや願いをもつ児童生徒や保護者も

Ⅱ 多様な教育機会の確保

学びの多様化学校の設置

有識者等会議 第1回説明資料 新しい学校づくり推進課 R6.5.24

令和4年度 学年別不登校児童生徒数の推移



- ・増加率は小学生が高い
- ・中学校入学後に急増

在籍校に行くことができない子どもは
中学生だけではなく、小学生も増えてきている

要因や背景が多様化・複雑化する中、不登校及び不登校傾向の児童生徒が、社会的に自立できるような**学びの場・学びの機会**を提供していくためには、**柔軟で弾力的な教育課程**を編成した**学びの多様化学校**の設置が、新たな支援につながる選択肢の一つとして重要性を増してきている。

Ⅱ 多様な教育機会の確保

学びの多様化学校の設置

・市立学びの多様化学校の設置

名古屋市立学びの多様化学校のあり方(案)

対象

不登校状態である児童生徒

原則として、文部科学省の調査における基準等の明確な基準を設け、その基準に則り不登校状態であると判断した児童生徒

不登校傾向が見られる児童生徒

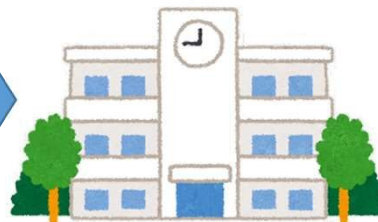
基準に該当しない児童生徒であっても、不登校傾向が見られ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合は、対象となり得る

(該当する児童生徒の例)

- ・登校することができるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教職員や友だちしか関わるできない児童生徒
- ・在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒
- ・強い特性等から不登校傾向にあり、弾力的な教育課程の下で個人の特性を最大限に生かした学習活動を希望する児童生徒

体験入学
面談等

本人の登校意欲
保護者の理解



- 授業時数の弾力化、柔軟な教育課程の下、「ナゴヤ学びのコンパス」が目指す子ども中心の学びを具現化

重視したい学び

- ・自分に合ったペースや方法で学ぶ
- ・多様な人と学び合う
- ・夢中で探究する

大人が大切にしたいこと

- ・子ども一人一人の思いや願いを尊重する
- ・子どもと対話する
- ・子どもの自分なりのチャレンジを大切にする

- 居場所づくり事業の取組を土台に
 - ・リラックス空間と学習空間
 - ・自分に合ったペースや方法で学ぶ（自己選択・自己決定）等
- NSI事業の蓄積（学び方・手法等）の活用
 - ・単元内自由進度学習
 - ・プロジェクト型学習
 - ・ソーシャルスキルトレーニング、SEL、アドベンチャー・プログラム等
- 異学年（異年齢）集団の関わり
- 児童生徒の自治的活動
- 社会的自立につながるキャリア教育
- 心のケア

Ⅱ 多様な教育機会の確保

学びの多様化学校の設置

・市立学びの多様化学校の設置

- 多様な教育機会の確保として、柔軟で弾力的な教育課程を編成した「市立学びの多様化学校」を設置する意義はある。

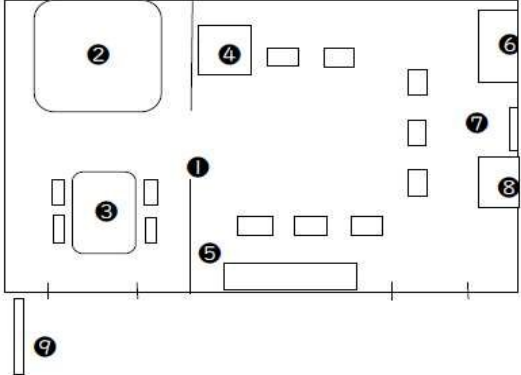
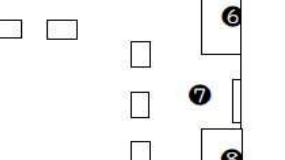
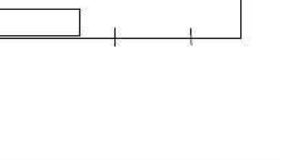
学びの多様化学校について

東京学芸大学 こどもの学び困難支援センター
准教授 入江 優子氏

Ⅱ 多様な教育機会の確保

校内の教室以外の居場所づくり

- ・ 中学校全校設置
- ・ 小学校での支援を実施

机の並び	パーティション①	クッションフロア②
		
テーブルセット③		個別スペース④
		
書籍⑤		ゲーム・塗り絵類⑥
		
全校時間割表⑦	個人ファイル⑧	教室外パーティション⑨
		
		職員室ホワイトボード
		

「リラックス空間」と「学習空間」



限られた予算の中、各校の創意工夫で
「学校っぽくない」「教室っぽくない」
 魅力的な部屋ができている

Ⅱ 多様な教育機会の確保

校内の教室以外の居場所づくり

- ・ 中学校全校設置
- ・ 小学校での支援を実施

校内の教室以外の居場所づくりガイドライン

担当教員を配置し、余裕教室を居場所に、
生徒一人一人の状況に応じて生活や学びを支援

利用対象生徒

- 本人が希望
- 保護者が承認
- 学校長が適切と認める

利用を始めるまでの留意事項

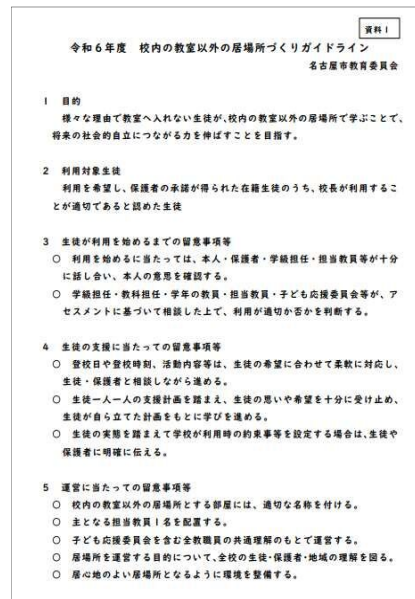
- 本人・保護者・学級担任・担当教員等が十分に話し合う
- 事前の見学や体験入学
- 学校のアセスメントに基づいて、最終的に学校長が判断

生徒の支援に当たっての留意事項

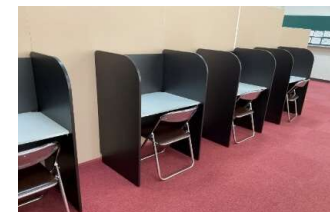
- 登校日や登校時間、活動内容は柔軟に対応
- 生徒が自ら立てた計画を基に学ぶ
- 学校ごとに利用の約束事を設定
- 教職員、生徒・保護者との共通理解

運営に当たっての留意事項

- 親しみやすい名称
- 教職員の共通理解（含：なごや子ども応援委員会）
- 全校生徒、保護者、地域の方の理解



※附属資料5（〔C〕-138）参照



個別ブース（学習空間）



学習もできる空間



リラックス空間



本やマンガ、カードゲーム



掲示物の工夫



水槽で飼育



癒しBGM

《R5の居場所の名称》

- スマイルルーム11校
- ほっとルーム4校
- ひだまりルーム3校
- さくらルーム3校
- ふれあい教室2校
- にじいろルーム2校 など



Ⅱ 多様な教育機会の確保

校内の教室以外の居場所づくり

- ・ 中学校全校設置
- ・ 小学校での支援を実施

- ◆ 居場所づくり担当者研修会の実施
- ◆ Microsoft teamsを活用して各学校同士で適宜、情報交換や資料交換

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校	30校	51校	87校
利用者	428人	759人	残り23校

令和5年度
居場所のみの利用者 **322人**

※ 教室に入ることにはできないが居場所では生活できている生徒
→ 居場所があることで、学校に登校することができた生徒

【内訳】

中1：181人
中2：302人
中3：276人

(保護者の声)

- 困っている子どもや保護者に寄り添ってくれる教育や場所があることに大変感謝している。
- 遠方からの転校で適応が心配されたが、学校へ行くのが楽しみな様子で感謝している。
- 居場所に行くことをきっかけに、自信をもって生活している姿を見て安心しています。

生徒の過ごし方の例

- 授業で活用する学習教材や学習プリント、学校の補助教材
- 自宅から持参した教材、読書
- タブレットPCを活用（デキタスなど）
- ボードゲームやカードゲームを活用したコミュニケーション活動

(居場所に通う生徒の声)

- ○○ルームは、僕にとって宝物です。救われた。
- 将来、居場所担当の先生のような人になりたい。
- 今までは、「学校に行け!」と毎日言われて、ケンカになっていたが、今は親とのケンカが減ったのが一番うれしい。
- ずっと家で過ごすのは嫌で、YouTubeやゲームも飽きる。このままではいけないと思うけど、教室には入れない。居場所は過ごしやすくうれしい。

(担当者の声)

- 居場所があることで登校できる生徒も多くいます。職員の理解が進むとより運営しやすくなると思います。
- 担当者として、今の生徒のありのままを受け止め、肯定できる環境づくりを推進していきたい。
- 3年生で、毎日来られるようになった生徒がおり、やりがいを感じる。

Ⅱ 多様な教育機会の確保

校内の教室以外の居場所づくり

- ・ 中学校全校設置
- ・ **小学校での支援を実施**

本市中学校での取組の成果を活かしつつも、小学校段階の特徴を踏まえた支援のあり方、方向性を検討する必要がある

＜小学校段階における特徴＞ 参考文献：「不登校の理解と支援のためのハンドブック」伊藤美奈子[編著] ミネルヴァ書房(2022)

- ・ 6年間で心身ともに発達が著しい時期
- ・ 同学年内で「早生まれ」「遅生まれ」の差が大きい
- ・ 発達障害などの特性により学校生活・集団生活の場面において不適応を起こしやすい児童の増加
- ・ 学年が上がるごとに不登校数が増加
- ・ 前年度から継続している児童も学年が上がるごとに増加傾向
- ・ 不登校の要因や背景は低学年から高学年まで学齢期ごとに多岐に渡り、ひとくくりにすることは難しい
(低学年に見られる幼稚園等との生活や環境の違いに起因する分離不安が背景にある不登校
学校生活や家庭生活・本人の問題等が背景にある中、不安などの情緒的な混乱による登校できない状態が続いているなど様々)
- ・ 保護者や教員など周りの大人の不安も大きい
(「現状」だけでなく「この先(中学、高校と)子どもがどうなっていくのか」を考えようとする傾向が強い)

＜支援の方向性＞

- 「教室に入るためにどうするか」を考えるよりも、子どもの心と体を感じている「しんどい状態」にどう対応するのかを考える
- どの子どもその子に合った形で、社会で生きていく力を育んでいけるように、子どもが成長するペース・波長に合わせる
- 心のエネルギーが低下しているときには、できていないことや苦手なことの克服は容易ではない。
できていることや得意なことに子どもが取り組む中で自信につなげ、意欲や主体性が生まれるようにする
- 心や体の動きを感じる体験を少しずつ積み重ねていくことや、それを表現する「ことば」を育む
(簡単なことばを使用、絵や図にして描く、例え話を入れるなどにより子どもが理解しやすくなるように心掛ける)

Ⅱ 多様な教育機会の確保

校内の教室以外の居場所づくり

- ・ 中学校全校設置
- ・ **小学校での支援を実施**

小学校での実施について

区 分	実施場所	メリット	課 題
校内・直営	校内余裕教室 や	○ 専任教諭が置ける ○ 管理職や教職員・S Cとの連携が可能 ○ 教職員等が直接児童の様子を確認できる	● 専任教員の確保が困難 ● 開設場所の確保が必要
校内・委託	トワイライトスクール で使用している教室等	○ 専任教員の確保が不要 ○ 登校時に直接児童の様子を確認できる	● 事業者が確保できるか不透明 ● 管理職や教職員・S Cとの連携がしづらい ● 開設場所の確保が必要

人員配置（担当教員・担当者）

- ・ 専任教員（非常勤、常勤）
- ・ 教員免許の有無
- ・ 幅広い人材活用

現在、学校独自で実施している小学校も

既に居場所づくりの取組を独自で進めている市立小学校もある。
取組を進めている学校も含めて、各小学校での不登校児童への支援の実態を引き続き把握していく。

Ⅱ 多様な教育機会の確保

校内の教室以外の居場所づくり

- ・ 中学校全校設置
- ・ 小学校での支援を実施

- 市立中学校 110校 での全校設置を進めていく。
- 小学校段階の特徴を踏まえた支援のあり方や方向性、設置の仕方（場所の確保、人員配置、環境整備など）を改めて整理し、取組を進めていく。

Ⅱ 多様な教育機会の確保

★デキタス使い方紹介動画★

ICTを活用した学習支援

- ・オンライン学習プログラムによる学習支援の継続
- ・メタバースを活用した支援の実施

民間事業者が提供するオンライン学習プログラムによる学習支援を導入し、自宅や教室以外の居場所においてICTを活用した学習を希望する児童生徒に提供している。



<対象児童生徒>

登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあり、本人・保護者がオンライン学習プログラムを希望する児童生徒（年間30日以上欠席 ※見込みを含む）

<学べる内容>

アニメーション解説やドリルなどで、学習指導要領に準拠した学習ができます。

（※ 在籍する学年によらず、小学校1年から中学校3年までの全学年の学習から、自分で選択して取り組むことができます。）

小学校1から2年：国語・算数・生活・英語

小学校3から6年：国語・社会・算数・理科・英語

中学校1から3年：国語・社会（地理・歴史・公民）・数学・理科・英語

<本市が導入している民間オンライン学習プログラム>

令和4・5年度 スタディサプリ（リクルート）

令和6年度 デキタス（城南進学研究社）

（使用している**児童生徒の声**）

- 動画があってよく分かる。
- 学年をさかのぼって復習することができる。
- 解説を何回も聞けたり、好きなところで止めたりできる。
- 先生に指名されない。

（児童生徒の**保護者の声**）

- 分からないところは何度も戻って確認できてよい。
- 家庭で学習ができる点、自分のペースで学習ができる点がありがたい。
- 学習不安や費用面から考えてもとても助かっている。

（**担当者から見た**児童生徒の様子）

- 楽しんで学習に取り組んでいる。
- 学習習慣が身に付いてきた様子がうかがえる。
- 自分のペースで学習に取り組み、達成感が得られる。
- 生徒との面談において、生徒の学習に対する頑張りや認めたり、励ましたりする一つのきっかけとなっている。

Ⅱ 多様な教育機会の確保

★FAMcampus紹介動画★

ICTを活用した学習支援

- ・オンライン学習プログラムによる学習支援の継続
- ・**メタバースを活用した支援の実施**

不登校児童生徒の個々の実態に応じた支援の拡充を図るため、メタバースを活用した支援の実証事業を行う。

<対象児童生徒>

学校外の機関や学校内で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒等

<期間（予定）>

令和6年9月～令和8年3月

<本市が導入するプラットフォーム>

富士ソフト株式会社「FAMcampus（ファムキャンパス）」
※ 他都市実績（東京都、小金井市、可児市、大府市、さいたま市等）

基本的な運用ルール②

FAMcampusを導入効果を実感するためには、運用ルールを定める必要があります。

※ ルールは名古屋市で統一ものを教育委員会が定めます

掲示板や一斉連絡を活用して
連絡事項を共有しましょう



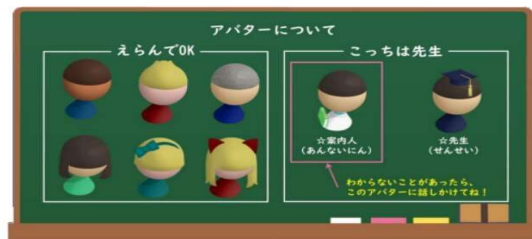
✓ 毎日掲示板を確認する運用がおすすめです。

チャームで気持ちの
切り替えを促しましょう



✓ 授業開始/終了時などに設定することで
子供たちの気持ちを切り替えることができます。

アバターをルールを定めましょう



✓ 運営管理者側のアバター表示名に「☆」マークをつけた運用も可能です。
（管理者権限を持たないアバターは、自身でアバター表示名を変更することはできません。）

<主な内容（予定）>

1) フロアの構成

- ・小学生 向け フロアと中学生 向け フロアを構築
- ・**児童生徒 一人一人 が自分に適したフロアを選択**

2) 学習活動

① オンライン授業

参加意欲が湧き、双方向性のあるオンライン授業
（1コマ45分 午前2コマ・午後2コマ）

特別授業：教科の学習にとらわれない、子どもが興味をもてるよう
な学び、リアルな生活につなげるオンライン校外学習

② 学習室での自学自習

民間オンライン学習プログラムを活用した自習

3) オンライン体験活動

- ・ **誰もが取り組みやすい活動**を通して心がホッとする体験（脳トレ等）
（放課後 週1回45分）

4) オンライン相談室

- ・ **児童生徒及び保護者が利用できる** 予約制相談室
（放課後 週1回30分×2枠）
- ・ 委託業者が選定した「**公認心理師**」又は「**臨床心理士**」の資格を
もった相談員が相談を対応

Ⅱ 多様な教育機会の確保

ICTを活用した学習支援

金城学院大学 国際情報学部国際情報学科
教授 長谷川元洋氏からいただいたご意見



民間オンライン学習プログラム

メタバース

【共通する部分】

<ICTの入口の部分>

- 「勉強」となるとハードルが高くなる。
はじめは子どもが興味・関心をもつためにも ワクワクするようなゲーム感覚でできるとよい。

<継続的に利用する仕掛け>

- 進学が目の前にあると勉強に対する意識は上がるが、特に小学生はそこまで意識を上げることは難しい。
やはり 「学ぶことは大事」や 「学んで分かったら楽しい」という本当に基本的なことを積み重ねていくことが大事。

【メタバースに関する部分】

<仮想空間から現実世界へのつながり>

- メタバースは、双方向のコミュニケーションがとれるため、
ここでのやりとりで 自信をつけ、現実世界での対人関係につなげていく子もいる。
(一方でトラブルの心配もある。市が責任をもつ部分と保護者に責任をもってもらう部分を最初に示し、説明していく必要はある。)
- 名古屋市が取り組もうとしている 学習活動や体験活動を工夫する。ペアやグループ、チームで取り組む探究的な学習活動も取り入れて、互いに否定しない、対等な関係、他者に貢献できる等の 他者との関わり方を学ぶのもよい。

Ⅱ 多様な教育機会の確保

ICTを活用した学習支援

- ・オンライン学習プログラムによる学習支援の継続
- ・メタバースを活用した支援の実施

- オンライン学習プログラムによる学習支援を継続する。また、学級担任などが児童生徒の学習状況を定期的に確認・把握し、児童生徒の支援等に活かしていく。
- メタバースを活用した支援の実証事業の成果と課題を明らかにし、不登校児童生徒の個々の実態に応じた支援の拡充を図る。また、仮想世界と現実世界とをつなぐ取組、リアルでの対人関係の構築につながる取組などについては今後も研究していく。